

この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出してください。

## 債権者登録書

改正日：令和3年1月1日

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	※1 変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 氏名・法人名の変更 <input type="checkbox"/> 電話番号(代表)の変更 <input type="checkbox"/> 振込先の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※2 変更の場合でも、変更しない項目も含めて以降の欄は全て記載してください。			
(フリガナ) 住所(所在地)				
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名				
郵便番号	—	電話番号(代表)	—	—
経理担当者氏名	(連絡先電話番号： — — )			
記入者氏名	(連絡先電話番号： — — ) (電子メール： )			
支払方法 [該当を○で囲む]	2 口座振替払(口座振込) • 3 隔地払(送金通知書) • 4 隔地払(振替払出証書)			
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	銀行 (金庫)			支店
預金種別 [該当を○で囲む]	1 普通・総合	2 当座	4 貯蓄	9 その他( )
金融機関・支店番号	•	口座番号		
(フリガナ) 口座名義人				
公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入				
(フリガナ) 別口普通預金口座	銀行 (金庫)			支店
金融機関・支店番号	•	口座番号	(普通)	
(フリガナ) 口座名義人				
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。				
年 月 日				
兵庫県あて				
住 所(所在地) 氏名又は法人名等 代表者の職氏名				
※1 登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注意事項6を参照。 ※2 本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです(いずれか一つ)。 【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等 【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等				

(注意事項)

- 1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が4年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 3 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず変更の登録書を提出してください。ただし、法人の代表者名のみが変更になった場合は提出不要です。また、経理担当者又は記入者の氏名又は連絡先のみが変更になった場合も、提出不要です。  
金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替（振込）不能となりますので注意してください。
- 5 支払方法が「3 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなど銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入（支店名は不要）してください。
- 6 この債権者登録書の提出とともに、登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。  
【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等  
【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等の公的書類（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）  
本人確認書類の写しを添付しない場合は、「代表者の職氏名」の後ろに押印してください。法人等を債権者登録する場合は代表者印を、個人を債権者登録する場合は個人印を押印してください。なお、その印鑑は、金融機関届出印である必要はありません。